

項目：第3,2（2）イ

相手方の表示に基因する錯誤による意思表示を取消の対象とする規定創設について、賛成の意見を表明します。しかし、要件化にあたっては、「相手方が事実と異なることを表示したため」ではなく、「相手方が表意者の事実誤認を惹起する表示をしたため」に変更するよう、要望いたします。

理由は次の通りです。

本規定は、不適切な表示がされた場合、表意者はそれを信じて誤認をする危険性が高く、表意者をその意思表示から解放する必要があることから創設が検討されたものと考えられます。相手方が事実と異なる表示（以下、「不実表示」といいます。）をした場合は、その典型例と考えられますが、これに限られるものではありません。不実表示に限定したとすると、抽象的、多義的、学術的表現などが用いられた場合、通常の知識経験に基づいて解釈したときには誤認が生じているのに、高度に専門的な知識や経験則に従って解釈した結果、不実表示にあたらぬ、という判断がなされる可能性があります。例えば、「時効の中断事由」という用語は、時効期間の進行が一時的に停止することを意味するという誤解を招きやすい表現例の一つです。近年、複雑化する金融商品についてみると、目論見書等説明資料のすみずみに目を通し、それを専門的な知識や経験に基づいて解釈すれば、不実表示とまではいえないが、商品の購入者である一般消費者は、知識や経験が不足しているために、事実と異なる認識をするおそれがある例は少なくありません。不実表示に限定した結果、表意者の情報不足につけこんで、相手方が表意者の事実誤認を惹起する表示（以下、「誤認惹起表示」といいます。）を行なって表意者に意思表示をさせているにも関わらず、表意者が保護されないという不当な結果を招くこととなります。

仮に、不実表示に限定することなく、誤認惹起表示に広げたとしたとしても、相手方の表示を信じたことによる錯誤が要素性を満たすだけの重大なものであるかどうか、相手方の表示を表意者が信じたことについて重過失があるかどうかを考慮され、これらを適切に判断すれば、不当に広い範囲の意思表示が取消の対象となるという懸念は払拭され得ます。

なお、誤認惹起表示に関する立法例として、不正競争防止法2条1項13号があり、差止めや損害賠償の効果を認めています。不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者等にこのような権利を認めているのであれば、より保護の必要性の高い、いわば、直接の被害者である表意者に取消権を認めることは、適当である、と考えられます。

以上